

# 市立図書館



## 新しい自分と出会うために・・・

何気なく借りた1冊の本をきっかけに、今まで知らなかった新しい自分自身に出会えるかもしれません。図書館で新しい自分探しをしてみたいかご存知ですか？

市立図書館には、毎日多数の方が訪れています。平成25年度の入館者数は149,873人あり、142,320点の資料が貸出されました。絵本や小説をはじめ、日常生活や趣味・娯楽に関する本まで、幅広い年齢の方々に親しんでいただけるよう多彩なジャンルを取り揃え、現在約19万点の資料が所蔵されています。

では、図書館の利用方法について紹介します。

### 初めて本を借りるには

まず、「図書館貸出カード」を作りましょう。年齢、性別、国籍などに関係なく、市民の皆さんどなたでも作ることができます。

それでは、手順について説明します。

手順1：受付へお気軽に声をかけていただければ、「館外貸出申込書(変更届)」をお渡ししますので、住所、氏名などの必要事項を記入してください。

手順2：必要事項を記入したあと、本人確認書類(運転免許証、保険証、子ども医療費受給者証など)を添えて受付に出してください。

手順3：受付において「図書館貸出カード」を即日作成します。この「図書館貸出カード」は、本人のみ利用可能です。ただし小学校入学前の乳幼児につきましては、保護者の方が代理で利用できます。

### 実際に本を借りてみましょう！

では、借り方について説明します。

- 借りられる資料は本、雑誌(最新のものを除く)、視聴覚資料(CD、DVDなど)、紙芝居で合計7点まで(視聴覚資料は3点まで)です。ただし、一部貸出禁止資料がありますのでご注意ください。
- 貸出期間は2週間です。貸出期間の延長を希望される場合は、受付にお申し付けください。また、ホームページからも延長の手続きができます。
- お探しの本が見当たらない場合、館内OPAC(利用者用検索端末)で調べてみてください。ご不明であれば、お気軽に受付におたずねください。リクエストについては、新たに購入するか、他の図書館から取り寄せるなどを検討いたします。ただし、本によってはご要望にお応えできないこともあります。

### 図書館は市内に「本館」と「十四山支所図書コーナー」の2箇所あります。

- 「図書館貸出カード」は、共通カードですので、どちらでも使用できます。
- 資料は、貸出された場所に関わらず、本館、十四山支所図書コーナーのどちらでも返却できます。

### 図書館では、利用者の年齢に合わせた、様々なイベントを催しています。

図書館では乳幼児を対象とした「ひよこのおはなしかい」「おはなしの会」など、様々なイベントを行っています。そのほかにも年に数回「読み聞かせ講座」なども開催しています。また、一般の方を対象とした「よつば読書会」は、利用者同士が読んだ感想を述べ合いながら読書の内容を深め、新たな読書感を得ることができます。

ぜひ、ご参加ください！



### おりがみで季節を感じよう！

お正月、節分、クリスマス...、おりがみで季節の行事のアイテムを作りながら、季節を体感しましょう。図書館入口前ロビーにて作成スペースがありますので、図書館においでの際に、一度立ち寄って、親子で楽しんでみてください!!!



ご来館を心より、お待ちしております！

▼問い合わせ先 市立図書館 ☎65-1117 十四山支所図書コーナー ☎52-1411  
ホームページ用アドレス <http://www.yatomi-library.com>  
携帯用アドレス <https://ilisod001.apse.jp/city-yatomi-lib/wopc/pc/mSrv>

# ご利用ください 高齢者・障がい者福祉サービス

平成27年度分の受け付けを3月25日より開始します。

## ■福祉タクシー料金の助成

### 高齢者

介護認定を受けられた高齢者の方が外出に利用する際のタクシー料金の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所を有する在宅の方で、次のいずれにも該当する方

- ①介護保険法で要介護認定または要支援認定を受けた方
- ②介護保険施設などに入所していない方
- ③自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方
- ④心身障害者福祉タクシー料金助成を受けていない方

▼利用券の交付枚数 年間24枚

▼助成金の額 基本料金および迎車回送料に相当する額

▼申請に必要なもの

◎介護保険被保険者証 ◎障がい者手帳(身体、療育、精神)※手帳の交付を受けている方に限ります。

▼申請・問い合わせ先 市役所介護高齢課(内線172・173)、十四山支所地域福祉グループ ☎52-2111

### 障がい者

心身に障がいをお持ちの方で、対象者に該当する方がタクシーを利用される場合、その料金の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方(施設に入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方、高齢者等福祉タクシー料金助成を受けている方は除きます。)

- ①身体障害者手帳1級～3級の方
- ②療育手帳A、B判定の方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方

▼利用券の交付枚数 年間48枚

▼助成金の額など

区分		利用可能枚数	助成額	
一般タクシー		1回の乗車につき2枚まで	1枚目 基本料金(障がい者割引分を控除した額)および迎車回送料 2枚目 基本料金(障がい者割引分を控除した額)相当分まで	
リフト付き タクシーなど	車椅子 ストレッチャー	1回の乗車につき1枚	1,500円 2,000円	ただし、実際に要した額がそれぞれに満たないときは、実際に要した額

※リフト付きタクシーなどを利用の場合の助成については、寝たきりの状態または車椅子を使用している重度障がいの方に限ります。

▼申請に必要なもの 障がい者手帳(身体、療育、精神)

▼申請・問い合わせ先 市役所福祉課(内線162～164)、十四山支所地域福祉グループ ☎52-2111

## ■給食サービス

高齢者や重度の障がいのある方に、自宅へのお弁当の配達サービスまたは総合福祉センター内喫茶室においての食事の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所を有する高齢者(おおむね65歳以上の方)または重度の障がい者(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級)で、次のいずれかに該当する方

- ①高齢者のみの世帯
- ②重度の障がい者のみの世帯
- ③高齢者と重度の障がい者のみの世帯

▼実施内容 次のどちらか一つの方法を選び申請してください。

なお、実施方法の年度内の変更はできません。

①自宅へお弁当を配達

日曜日から土曜日(週7回まで)の昼食時に、自宅にお弁当が配達されます。その際、配達業者に一食につき300円をお支払いください。

※現在、お弁当の配達サービスをご利用の方につきましては、今回は申請の必要はありません。

②市総合福祉センター内喫茶室において食事などをするときの利用券

1か月当たり1,000円分(200円×5枚)の利用券を交付し、その利用券で食事などをさせていただきます。なお、1日に使用できる枚数は1枚(200円)ですので、差額分については各自負担してください。

▼申請に必要なもの

◎高齢者の方は、介護保険被保険者証 ◎障がい者の方は、障がい者手帳(身体、療育、精神)

▼その他 市総合福祉センター内喫茶室において利用券で食事などをされる方は、本人確認のため福祉センター利用証や障がい者手帳など本人確認ができるものを同時に提示してください。

▼申請・問い合わせ先 市役所介護高齢課(内線172・173)、福祉課(内線162～164)、十四山支所地域福祉グループ ☎52-2111